

要緊急安全確認大規模建築物の規模要件

用途	規模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む)
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ床面積 1,500 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車 又は自転車の停留又は駐車のための施設 (一般公共の用に供されるもの)	
保健所、税務署その他 これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物 (政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は 処理するもの)	

対象となる危険物の数量及び敷地境界線からの距離

危険物の種類	規制対象となる危険物の数量要件	診断義務付け対象となる敷地境界線からの距離
①火薬類 イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他の火薬、爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 5 万個 500 k m 2 t 火薬 10 t 爆薬 5 t	火薬類取締法施工規則で規定する第一種保安物件までの距離 (火薬類の種類及び数量により異なります)
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	50m
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類	30 t	50m
④危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20 m <sup>3</sup>	50m
⑤マッチ	300 マッチ	50m
⑥可燃性のガス (⑦及び⑧を除く)	20,000 m <sup>3</sup>	13 (1/3) m ≒ 13.33m
⑦圧縮ガス	20 万 m <sup>3</sup>	施設の内容により異なります
⑧液化ガス	2,000 t	施設の内容により異なります
⑨毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)	20 t	
⑩毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200 t	

- ・ 1棟が階数1以上かつ5,000 m<sup>3</sup>以上の建築物が耐震診断義務化の対象です。
- ・ 敷地境界線からの距離についての詳細は、国土交通省告示第1066号(平成25年10月29日)を参考してください。